

建学発 2000 - 第 0039 号

2000 年 3 月 14 日

建設省住宅局建築指導課
パブリックコメント担当 殿

社団法人日本建築学会
限界状態設計法小委員会
主査 神田 順

建築基準法施行令の一部改正に関する意見

今回提示された、施行令改正案は、2年前の基準法改正時の趣旨、すなわち性能設計を指向した性能規定化、国際調和、規制緩和に対してむしろ逆行するものになっている。すなわち、性能規定はほんの一部で、大半が仕様規定の強化になっている点、国際調和とはまったく言えない時代錯誤的な規定と学術的に成り立たない用語と最新の手法の一部をあわせたような海外からは見かけの改正との批判を受ける内容、仕様規定の増加という意味で規制強化となっていることなどむしろ改悪である。仮に、このような形で、論理性、整合性のない施行令が現実の物となると、構造技術者は不要となり、単に法令解釈と計算機で、構造設計のすべてが出来てしまうことになる。これでは、技術立国をうたうことが出来ないし、若い建築技術者が構造設計に魅力を失い、我が国の構造技術が海外にまったく立ち至らなくなってしまう。極めて重要な点を見失ったものと言わざるを得ない。構造委員会の承認を得て、限界状態設計法小委員会の責任において下記の意見・要望を提出いたします。

記

1. 施行令による規定が現行と同様な仕様規定になっており、安全性に対して性能との関係が見られず、このような形で仕様規定を書きかえることは、現行の許容応力度設計法と混乱を生ずる。海外における最近の設計法とも整合しないため、基準法改正の趣旨が全く生かされていない。国際調和と規制緩和の点に関して全く逆行した改正案になっている。
2. 耐震性のための構造計算として限界耐力計算が規定されているが、これは計算方法に属す

るもので、施行令によって規定すべきものではない。計算方法は力学的に適切な方法により力や変形を算定すれば良いので、法的な規制の対象にしてはいけない。

3.限界耐力計算で、現行のせん断力係数 0.2 と 1.0 に相当する損傷限界と安全限界の検討をすることになるが、短期許容応力度での検討は許容応力度設計とどこが違うのか不明である。加えて、財産保持を設計クライテリアに取りこむ場合では、0.2 と 1.0 の間のどこかに設定するので無いと意味をなさない。限界耐力計算と許容応力度等計算の整合性が取れているか疑問である。また、保有水平耐力計算を許容応力度等計算に含めると言うのは、用語の使い方から考えて学術の進展の妨げとなる。

4.積載荷重値が最近の知見を無視した現行施行令の踏襲になっている。本会荷重指針を参考にした値に改正すべきである。

5.固定荷重値は、各設計者が材料の単位体積重量をもとに算出すれば良く、施行令で例示する必要はない。

6.風荷重、積雪荷重、地震荷重の設計値の大きさの規定のし方が、建設大臣が定める場合、特定行政庁が定める場合、値が示されている場合とそれぞれまちまちで性能を規定するように読めない。また、それらの値が安全性を確保する意味で最低基準になっているかどうかは、極めて大きな問題であるが、それを検証する時間が必要であると共に、行政の立場で根拠を明かにすべきであるが、施行令だけでは読み取れない。

7.地盤の許容応力度の規定についても、時代遅れであり、設計者が適切に判断して設定すれば良い。すでに、40 年以上にわたり仕様規定で実施されてきた重みは過去の経験として技術者が活用すべきもので、それを既成事実として行政が法的に保存すべきものではない。

8.改正案のような形で、以前よりも規制強化を含む仕様規定を定めることは建築技術の発展に著しい障害となることが予想され、以前にまして技術者の責任における判断を無用にし、施行令の解釈のみで、それも多くの場合計算プログラムの運用にもっぱら依存することを促し、技術レベルの低下、責任の喪失を招く恐れが極めて高い。

9.海外の例を見ても、このような設計法の提案を骨子とする規制は、十分な検証を経た上での実施とすべきものであり、最低 1 年間の意見聴取期間を見込むべきである。

上に記した項目を総合的に考えると、6 月からの施行は見合わせるべきである。

以下、各 WG 委員会からの質問および意見をまとめた。

1．国際調和を謳った改正なのに我が国の構造設計法の国際調和を第一義の理由であった今回の改正が、全くそのようになっていない。国際調和を考えるなら、ISO 文書などに従ったものにすべきで、今回の改正をどのように海外に対し報告するのか？

2．型式適合認定の追加予定部分型式適合認定の審査ルートがどのようになるのか。一番の関心事である。この部分が民間会社の設計法に関わる技術開発の競争原理が働く部分と期待できることから、部分的な部材耐力算定式などの型式適合認定などはあるが、構造設計法も対象となるようにすべきである。

3．新しく追加した部分のメリットは新しく追加された「限界耐力計算」と「許容応力度等計算」は選択制とのことであるが、前者を用いるインセンティブはどこにあるのか、はなはだ疑問。

4．第82条の6 第2号「積雪時又は暴風時に - - 」 終局強度の検討をするとき、弾性計算、塑性解析のいずれを用いるべきか。

5．同3号 「損傷限界耐力」は、層間変位で決まる場合は適切な用語と考えられるが、短期の耐力で決まる場合は不適切である。この場合、短期許容応力度設計との関係が不明で、終局強度設計で統一するなら、短期の耐力の検討は必要ないとも思われる。

6．第八十九条に関して：改正案は、「強度試験の結果に基づき定める場合のほか、」の文言がとりはずされ、一律に政令の定める許容応力度を用いることになっている。これは木材という生物材料の特性を考慮に入れない規定である。木材の材料特性は、地域性が大きく、その許容応力度については、現行規定のとおり強度試験の結果に基づき定めるのが本筋である。従って、この条項については、現行規定の趣旨を活かしたものとするべきである。

(以上)